

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)**  
**平成 28 年9月 14 日答申分**

## **○答申の概要**

**(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件**

**厚生年金保険関係 2件**

**(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件**

**厚生年金保険関係 1件**

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1600206 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600130 号

## 第1 結論

請求者のA事業所（昭和44年10月22日にB社として法人登記）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和41年5月1日に、喪失年月日を昭和44年11月1日に訂正する必要である。なお、上記期間の標準報酬月額については、別表の第2欄のとおりとする。

昭和41年5月1日から昭和44年11月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和41年5月1日から昭和44年11月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和26年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和41年4月1日から昭和44年12月1日まで

A事業所に昭和41年4月1日から勤務していたが、同社における厚生年金保険の資格取得日が昭和44年12月1日となっている。請求期間に同社から給料が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、資格取得日を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、C市立D中学校から提出された卒業生名簿に記載された卒業後の状況及び複数の同僚の回答により、請求期間において、A事業所に勤務していたことが推認できる。

また、請求者の昭和41年5月1日から昭和42年8月1日までの期間については、複数の請求者と同質性の高い同僚（以下「同僚」という。）から提出された給料支払明細書、昭和42年8月1日から昭和43年9月1日までの期間については、同僚から提出された給料支払明細書、昭和43年9月1日から昭和44年11月1日までの期間については、昭和43年9月1日に入社している事務担当者の陳述及び同僚から提出された給料支払明細書により、昭和41年5月1日から昭和44年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

さらに、請求期間のうち、昭和 41 年 5 月 1 日から昭和 44 年 11 月 1 日までの標準報酬月額については、複数の同僚から提出された給料支払明細書の報酬月額及び厚生年金保険料控除額並びに当該同僚の標準報酬月額から、別表の第 1 欄に掲げる月ごとにそれぞれ同表の第 2 欄に掲げる額とすることが必要である。

加えて、適用事業所名簿によると、A 事業所は、B 社として昭和 44 年 12 月 1 日に初めて厚生年金保険の適用事業所となったものであり、請求期間当時は、適用事業所ではなかったことが確認できる。しかしながら、請求者及び複数の同僚の回答により、A 事業所は、請求期間において、厚生年金保険が適用される業種の事業所であり、常時 5 人以上の従業員が勤務していたことが推認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B 社は昭和 54 年 7 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから確認できないが、昭和 41 年 5 月 1 日から昭和 44 年 11 月 1 日までの期間において、A 事業所は厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていくながら、事業主から厚生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認められることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の昭和 41 年 5 月 1 日から昭和 44 年 11 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、昭和 41 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間及び昭和 44 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間については、請求者及び同僚は厚生年金保険料が控除されている給料支払明細書を所持していないことから、上記期間に給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できない。

このほか、請求者の上記期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として昭和 41 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間及び昭和 44 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

別表

第1欄	第2欄
訂正期間に係る月	訂正後の標準報酬月額
昭和 41 年5月から同年9月まで	1万 2,000 円
昭和 41 年 10 月から同年 12 月まで	1万 4,000 円
昭和 42 年1月	1万 2,000 円
昭和 42 年2月から同年7月	1万 4,000 円
昭和 42 年8月	1万 2,000 円
昭和 42 年9月	1万 4,000 円
昭和 42 年 10 月から同年 12 月まで	1万 6,000 円
昭和 43 年1月	1万 4,000 円
昭和 43 年2月から同年9月まで	1万 6,000 円
昭和 43 年 10 月及び同年 11 月	1万 8,000 円
昭和 43 年 12 月	2万円
昭和 44 年1月	1万 6,000 円
昭和 44 年2月から同年 10 月まで	2万円

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1600311 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600128 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成 17 年 12 月 16 日の標準賞与額を 102 万 5,000 円に訂正することが必要である。

平成 17 年 12 月 16 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 17 年 12 月 16 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 12 月 16 日

A社から平成 17 年 12 月 16 日に賞与が支給されていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

事業主から提出された平成 17 年度分の「年俸制該当者の賞与時給与（原本）」及び賞与支払日に関する事業所の社会保険担当者の陳述から、請求者は、平成 17 年 12 月 16 日に A 社から賞与の支給を受け、102 万 5,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主より賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に支給した請求期間の賞与に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成 17 年 12 月 16 日の期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1600189 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600129 号

## 第1 結論

請求期間①について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、訂正請求記録の対象者のB社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名（綱柄） : 女（妻）

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 34 年生

住所 :

### 2 被保険者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 31 年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和 57 年 4 月 1 日から昭和 58 年 9 月 1 日まで  
② 昭和 59 年 8 月 1 日から昭和 60 年 4 月 1 日まで  
③ 平成 5 年 12 月 1 日から平成 19 年 11 月 1 日まで

私の夫（訂正請求記録の対象者）は、A社に昭和 57 年 4 月 1 日から昭和 60 年 4 月 1 日まで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録は、昭和 58 年 9 月 1 日から昭和 59 年 8 月 1 日までの記録しか確認できない。請求期間当時に病院で診察を受けた際の領収書もあり、病院に確認したところ、A社に係る厚生年金保険の被保険者期間に使った健康保険証と同じ健康保険証を使って診察を受けた際の領収書であると言われているので、記録を訂正してほしい。また、B社における平成 5 年 12 月から平成 19 年 10 月までの標準報酬月額の記録が 9 万 8,000 円に引き下げられているのは考えられないので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①については、C町の国民年金被保険者台帳検認記録票及び国民年金印紙検認票により、国民年金の申請免除期間となっていることが確認できる。

また、A社の事業主及び同僚からは、訂正請求記録の対象者が請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険へ加入していたこと並びに事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる具体的な陳述及び資料を得ることはできない。

さらに、厚生年金保険手帳記号番号払出簿により、訂正請求記録の対象者がA社で昭和58年9月1日に取得した年金手帳の記号番号については、昭和58年9月13日付けで当該払出簿に記載されていることが確認できる。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 2 請求期間②については、C町からの回答により、訂正請求記録の対象者は、国民健康保険に加入していたことが確認できる。

また、請求期間②については、C町の国民年金被保険者台帳検認記録票及び国民年金印紙検認票により、国民年金の申請免除期間となっていることが確認できる。

さらに、訂正請求記録の対象者の昭和58年9月1日から昭和59年8月1日までにおけるA社に係る被保険者名簿により、訂正請求記録の対象者が昭和59年8月28日に健康保険証を返却している記録が確認できる。

加えて、同僚の陳述により、期間は特定できないものの訂正請求記録の対象者がA社に勤務していたことはうかがえるが、当時の事業主及び同僚から、請求期間②において、厚生年金保険へ加入していたこと及び事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる具体的な陳述及び資料を得ることはできない。

なお、請求者から提出された病院の領収書について、D病院に照会したが、領収書の日付があまりにも古いため、記録が残っていないことから、詳細はわからない旨の回答をしている。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険の被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 3 請求期間③については、請求者は、当該期間における訂正請求記録の対象者の標準報酬月額が9万8,000円に引き下げられているのは考えられない旨主張しているところ、当該期間のうち、平成10年1月1日から平成11年1月1日までの期間、平成12年1月1日から平成13年1月1日までの期間及び平成14年1月1日から平成15年1月1日までの期間については、C町からの回答により、オンライン記録を超える標準報酬月額に相当する厚生年金保険料の控除が推認できる。

しかしながら、法人登記簿謄本により、訂正請求記録の対象者が請求期間③においてB社の

代表取締役であったことが確認できる上、請求者は、訂正請求記録の対象者が社会保険事務及び経理を担当していたと陳述しているところ、同社の社会保険料に係る滞納処分票の経理責任者欄には社長と記載されている上、滞納保険料の取り扱いについて、訂正請求記録の対象者が社会保険事務所（当時）の担当者と対応していた記録が確認できる。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第1項ただし書において、特例対象者（訂正請求記録の対象者）が、請求対象事業所の事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されているところ、前述の事実及びこれまでに収集した関連資料から総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が自らの給与から控除された厚生年金保険料控除額と、社会保険事務所に届出された報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が相違していることについて知り得なかつたとは考え難い。

これらのことから、訂正請求記録の対象者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、請求期間③について、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。